大野市公式ホームページ 新型コロナウイルス感染症 相談窓口ページ

サイトマップ 日本語 / English / 한국 / 中文



大野市 ONO CITY

くらし・手続き 子育て・教育

健康・医療・福祉

観光・イ

最終更新日: 2020年5月1日 ベージ番号: 948-680-102

キーワード検索(Google カスタム検索

大野市トップページ , 健康・医療・福祉 , 食品・衛生 , 感染症 , 新型コロナウイルス関連 相談窓口

新型コロナウイルス関連 相談窓口

支援制度一覧はこちら(PDF:344KB)

給付金・テイクアウトチケットに関すること

相談内容	問い合わせ先
特別定額給付金の相談	総務課地域振興室 0779-64-4834
子育て世帯への臨時特別給付金の相談	福祉こども課 0779-64-5142
子どもに笑顔を届けるテイクアウトチケット事業の相談	商工観光振興課 0779-64-4816

感染症・保健に関すること

相談内容	問い合わせ先
感染症の電話相談 午前8時30分〜午後5時15分	健康長寿課 0779-65-7333
感染症を疑う症状のある方 午前9時~午後9時	福井奥越健康福祉センター 0779-66-2076 厚生労働省相談窓口 0120-56-653
妊産婦向けの臨時電話相談 午前9時〜午後5時(4/29〜5/6)	妊産婦等臨時相談ダイヤル 0120-220-273
県民向けマスク購入あっせんの相談(外部サイト)	福井県マスクプロジェクトセンター 0776-20-0749

事業継続と生活支援に関すること

※大野市と福井県行政書士会、大野商工会議所、大野公共職業安定所が連携して相談窓口を設置

相談内容	問い合わせ先
事業継続・生活支援 1.午前9時〜午後5時(祝日は電話相談のみ) 2.午後1時〜午後3時(平日電話相談のみ)	1.商工観光振興課 0779-64-4816 福祉こども課 0779-64-5142 2.福井県行政書士会相談窓口 0776-27-7165
農林業者の支援	農業林業振興課 0779-64-4818 福井奥越農林総合事務所 0779-65-1282

子育て・教育に関すること

相談内容	問い合わせ先
保育所・認定こども園に関する相談	福祉こども課 0779-64-5142
児童センター・放課後児童クラブ	福祉こども課 0779-64-5142 <u>各児童センター</u> はこちら
子育て相談 午前9時~午後5時(平日のみ) 午前10時~午後5時(ショッピングモールVio定休日除く)	大野市地域子育て支援センター 0779-65-7188 子育て交流ひろば ちっく・たっく 0779-66-3775 所属する <u>各保育園</u> に相談も可能
児童虐待の通告・相談	福祉こども課 0779-64-5142 大野警察署 0779-65-0110 児童相談所全国共通ダイヤル 189(いちはやく) 福井県児童相談24時間ダイヤル 0776-24-3654
児童デイサービスセンター(くれよん教室)の相談	大野市児童デイサービスセンター 0779-65-8535
小中学校に関する相談	教育総務課 0779-64-4827 各小中学校はこちら
子どもの「心のケア」相談 ※事前に電話予約、臨床心理士無料対応 午後1時~午後5時(毎週木曜日)	青少年教育センター 0120-117415
スポーツ少年団活動	スポーツ振興室 0779-65-5592
県立高校·特別支援学校に関する相談	福井県高校教育課 0776-20-0549
私立小・中・高校、大学に関する相談	福井県高校教育課 0776-20-0549

税等支払猶予・申請延期に関すること

相談内容	問い合わせ先
市税の軽減・支払猶予	税務課 0779-64-4811
身体障害者等の方に対する軽自動車税(種別割)の減 免・申請期限延長	税務課 0779-64-4811
介護保険料の支払猶予	健康長寿課 0779-65-7333
要介護認定などの臨時的な取扱い	健康長寿課 0779-65-7333
市営住宅などの支払猶予	建築営繕課 0779-64-4815
上下水道使用料などの支払猶予	上下水道課 0779-65-7670
県税の納税相談	福井県税事務所 0776-21-0011
国民年金保険料の免除・猶予	福井年金事務所 0776-23-4518

くらしに関すること

相談内容	間い合わせ先
生活や介護などの相談	大野市地域包括センター 0779-65-5046
生活保護の相談	福祉こども課 0779-64-5142
DV相談 午前9時~午後9時	内閣府「DV相談+(プラス)」(外部サイト) 0120-279-889 メール相談(外部サイト)、チャット相談(外部サイト)はこちらから DV相談ナビダイヤル(最寄りの相談機関に転送) 0570-0-55210
消費トラブル相談	大野市消費者相談センター 0779-64-4831
在住外国人の相談	ふくい外国人相談センター 0776-88-0062 (福井県国際交流会館)

個人・世帯向け		
カテゴリー	支援制度の名称	概要
すべての人々へ	特別定額給付金	一律 人 0万円を給付
		問合せ先 終務課地域振興室
	子育て世帯への 臨時特別給付金	子ども 人当たり 万円を給付
子育て世帯の方へ		問合せ先 <u>福祉こども課</u>
	子どもに笑顔を届ける テイクアウト チケット事業	子ども(平成14年4月2日〜令和2年4月30日までに生まれた方)一人当たり5千円分の市内飲食店等で使えるテイクアウトチケットを配布
		問合せ先 <u>商工観光振興課</u>
住居を失った・失う おそれがある	住居確保給付金	家賃実費支給 上限額:(単身) 3万円 (複数世帯)3万6,000円~4万7,000円 支給期間:3カ月を限度(延長・再延長有)
		問合せ先 福祉こども課
	緊急小口資金	貸付上限額:20万円以内 措置期間:1年以内 償還期間:2年以内
収入が減って		問合せ先 福祉こども課
収入が減って 家計の維持が難しい	総合支援資金	貸付上限額: (2人以上) 月20万円以内(単身) 月15万円以内 措置期間:1年以内 償還期間:10年以内 貸付期間:原則3月以内
		問合せ先 福祉こども課
	市税の徴収猶予	令和2年2月以降の任意の期間(Iカ月)で 前年同期に比べて概ね20%以上減少 I年間の市税の徴収猶予 無担保、延滞金なし
		問合せ先 <u>税務課</u>
介護保険料の支払猶予 支払の猶予 市営住宅などの 家賃の支払猶予 上水道・下水道使用料 などの支払猶予	介護保険料の支払猶予	介護保険料の支払いが一時的に困難となった 65歳以上(第1号被保険者)の方
	問合せ先 健康長寿課	
		収入が著しく減少したなどの理由により、市営住宅など の家賃のお支払いが困難になった方
		問合せ先 建築営繕課 0779-64-4815
		事業の継続が難しくなった場合や、自宅待機や就業時間 の減少に伴い、給与が大幅に減少したため使用料等の支 払いが困難な方
		問合せ先 上下水道課 0779-65-7670

事業主向け		
カテゴリー	支援制度の名称	概要
自粛などで 業績が悪化 (売上げ半減)	持続化給付金	売上が前年同月比50%以上減の場合 上限額:法人200万円以内 個人事業者等100万円以内 問合せ先 中小企業 金融・給付金相談窓口
従業員に 休んでもらう場合	雇用調整助成金・ 緊急雇用安定助成金(国) 雇用維持緊急助成金(県)	休業中に従業員を解雇せずに、休業手当等を支払っている事業主 助成率:国 9/10 (中小企業)、3/4 (大企業) 県 1/10 (200万円上限) ※福井県では国が対象としていない事業主や役員 (常勤)の手当支給も対象
		問合せ先 大野公共職業安定所 0779-66-2408 <u>福井県労働政策課雇用対策グループ</u>
従業員に 子どもがいる場合	小学校休業等対応助成金	子どもの世話が必要となった従業員に休暇を取得させた 事業主 上限額:1日あたり8,330円
		問合せ先 厚生労働省コールセンター
フリーランスで 子どもがいる場合 小学校休業等対応助成金	小学校休業等対応助成金	フリーランスなど個人で仕事をする方が子どもの世話で 仕事ができない場合 上限額: 日あたり4, 00円
		問合せ先 厚生労働省コールセンター
休業要請に協力 いただいた場合	中小企業休業等要請協力金	休業要請に応じた事業者 事業者あたり50万円(個人事業主の場合は20万円) 問合せ先 福井県緊急事態措置コールセンター
2021年固定資産 都市計画税の	整備や建物の <mark>2021年</mark> 固定資産税・ 都市計画税の減免	2月~10月までの連続した3ヶ月間の収入対前年同期比減少率 30%以上50%未満:1/2免除 50%以上 : 全額免除
		問合せ先 税務課 0779-64-4811
固定資産税等の 軽減・特例延長	生産性向上設備の 固定資産税の 特例拡充・延長	特例適用減免対象に、事業用家屋と構築物を追加 適用期限(2021年3月末)を2年間延長(2023年3月末) ※門や塀、看板(広告塔)や受変電設備など
		問合せ先 商工観光振興課 0779-64-4816 税務課 0779-64-4811

事業主向け		
カテゴリー	支援制度の名称	概要
	福井県新型コロナウイルス 感染症対応資金	大野市で(セーフティーネット保証(4・5号)/危機関連保証)を受けた中小・小規模事業者借入限度額:3,000万円 融資期間:10年以内(措置5年以内含)
		問合せ先 福井県産業政策課金融グループ
<mark>資金繰り</mark> の ための融資	福井県経営安定資金(県) 利子補給(大野市)	・福井県新型コロナウイルス感染症対応資金を限度額まで利用し、さらに資金が必要な中小・小規模事業者 ・売上高等が20%以上減少し大野市の認定を受けた中小・小規模事業者 借入限度額:8,000万円融資期間:10年以内(措置2年以内) ■大野市で福井県経営安定資金の利子補給有セーフティネット保証4号 3年間全額セーフティネット保証5号 1年間の額の1/2 ■対象期間: 令和2年3月16日~令和2年6月30日 融資実行分 問合せ先 福井県産業政策課金融グループ商工観光振興課
		新型コロナウィルス感染症特別貸付:最近 I か月の売上 が前年又は前々年同期と比較して5%以上減少した事業 者
	その他公庫等融資	問合せ先 <u>日本生活金融公庫</u>
		危機対応融資:最近 か月の売上が前年又は前々年同期 と比較して5%以上減少した事業者
		問合せ先 <u>商工組合中央金庫</u>
		特別利子補給制度:「新型コロナウィルス感染症特別貸付」もしくは「危機対応融資」を受けた中小企業者のうち、特に影響の大きい次の事業者への利子補給
		問合せ先 中小企業金融相談窓口
	農林漁業セーフティネット 資金	資金繰りに著しい支障を来している、または、支障を来 すおそれのある農林漁業者等 融資限度額:1,200万円 実質無利子・無担保
		問合せ先 日本政策金融公庫福井支店